

# 長寿医療(後期高齢者医療)制度をご利用のみなさまへ

## 減額認定証の更新に関するお知らせ

### 「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付申請を!

長寿医療(後期高齢者医療)制度では、入院時の一部負担金と食事代を減額するための「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることができます。

#### ■入院時における自己負担限度額

所得区分	入院時の世帯単位の自己負担限度額(月額)	標準負担額(入院時の1食当たりの食事代)	
区分(低所得)Ⅰ	15,000円	100円	
区分(低所得)Ⅱ	24,600円	90日までの入院 (長期入院非該当)	210円
		過去12カ月以内に 90日を超える入院 (長期入院該当)(※)	160円
一般	44,400円	260円	

(※)「限度額適用・標準負担額減額認定証[区分(低所得)Ⅱ]」の認定を受けている期間の入院日数が計算対象になります。

長期入院該当になる方は、再度申請が必要になりますので、入院日数が分かる書類等を持参し、市町村窓口で申請してください。

#### ■該当する方

区分(低所得)Ⅰ▶世帯員全員が住民税非課税で、かつ各種収入等から必要経費・控除を差し引いた所得が0円となる世帯に属する方(年金の控除額を80万円として計算)。

区分(低所得)Ⅱ▶世帯員全員が住民税非課税の方[区分(低所得)Ⅰに該当する方を除く]。

#### ■手続き方法

申請した月の初日から適用となります。該当すると思われる方は、健康推進課後期高齢者医療給付係で「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を申請してください。

#### ■すでに「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方へ

現在お持ちの減額認定証の有効期限は7月末日です。有効期限が過ぎると使用できませんので、更新手続きが必要となります。

#### ■申請に必要な物

- ・後期高齢者医療被保険者証・印鑑
- ・限度額適用・標準負担額減額認定証(すでにお持ちの方)等



お問い合わせ・申請先 福祉部健康推進課 後期高齢者医療給付係 ☎945-4791

西原町給水工事指定店 水まわりの非常事態には

# (有)ゆいまーる水道



年中無休 見積無料 ☎0120-049-939

# 国民健康保険制度をご利用のみなさまへ

## 「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」の切り替えについて

現在お持ちの「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は平成23年7月31日までとなっています。福祉部健康推進課の国保窓口で切り替えを行っていますので、必要な方は8月31日までに手続きをお願いします。  
※「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」は入院のときにのみ使用できます。

### 《70歳未満の方》

国民健康保険加入者で70歳未満の方が入院されるときは、申請により「限度額適用認定証」(上位所得世帯・一般世帯)又は「限度額適用・標準負担額減額認定証」(住民税非課税世帯)を医療機関の窓口に提示すれば、1ヵ月ごとの1医療機関での窓口の支払い額(保険診療分)が下記の自己負担限度額までになります。なお、食事代、保険適用外の差額ベッド代などは別途負担してください。

適用区分	3回目まで	4回目以降
上位所得世帯	150,000円+(総医療費-500,000円)×1%	83,400円
一般世帯	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
非課税世帯	35,400円	24,600円

※上位所得世帯……基礎控除後の年間所得金額等が600万円を超える世帯

※一般世帯……基礎控除後の年間所得金額等が、600万円以下で、住民税課税世帯

※非課税世帯……住民税非課税世帯

### 《70歳以上の方》

国民健康保険加入者で70歳以上の方は保険証と高齢受給者証を提示するのみで、1ヶ月ごとの1医療機関での窓口の支払い額(保険診療分)が次の自己負担額までになります。なお、低所得者に該当の方は手続きが必要となります。なお、食事代、保険適用外の差額ベッドなどは別途負担してください。

適用区分	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者	44,400円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% (4回目以降の場合44,400円)
一般	12,000円	44,400円
低所得者	8,000円	Ⅱ 24,600円
		Ⅰ 15,000円

※低所得者Ⅱ……同一世帯の世帯主及び国保被保険者全員が住民税非課税の人

※低所得者Ⅰ……同一世帯の世帯主及び国保被保険者全員が非課税で、かつ、所得が0円の場合

#### ☆申請時の条件☆

- ・世帯全員が平成23年度町民税申告を行っている世帯の方  
(平成23年1月2日以降に転入されてきた方は、前市町村から世帯主及び国保加入者全員分の所得証明書をお持ちください)

#### ☆持ってくるもの☆

- ① 国民健康保険証
- ② 印鑑(シャチハタ印は不可)

お問い合わせ/福祉部健康推進課 国保給付係 ☎945-4791(内線153)